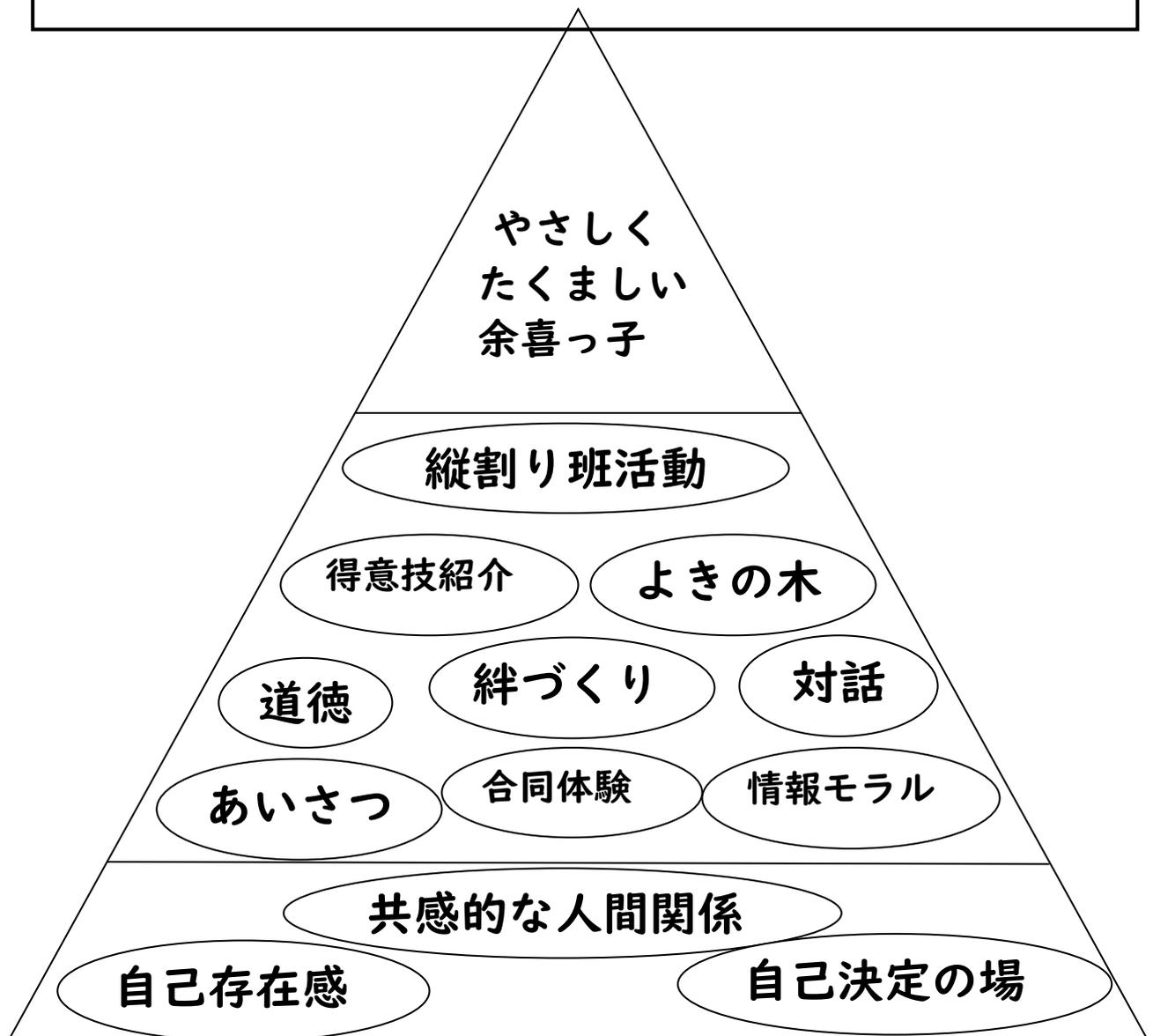


羽咋市立余喜小学校 いじめ防止基本方針



1	いじめ問題への基本姿勢	2
2	いじめの理解	4
3	指導体制の在り方	
	（1）いじめ問題へ取組チェックポイント	5
	（2）いじめに対する組織的取組（いじめ問題対策チーム）	7
4	いじめの未然防止	8
5	いじめの発見	10
6	いじめの対応	13
7	重大事態への対処	16
8	主な相談機関	18

1 いじめの問題への基本姿勢

○いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめの「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていること。

(1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

(相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。)

(いじめ防止基本方針 改定案)

いじめを許さない学校づくりのために

- ① **いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること**
 - ・日頃から、子どもが発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ② **「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底すること**
 - ・いじめられている子どもについては、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
 - ・いじめの子どもに対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要。
- ③ **子ども一人一人を大切にすることや、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること**
 - ・教職員の言動が、子どもたちに大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。
- ④ **いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。**
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。
- ⑤ **定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること**
 - ・子どもが発するサインを見逃さないよう、子どもの実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

今、改めて見直すいじめの捉え方と対応のあり方

1. 「疑わしいもの」への「気づき」と「認知」は対応のスタートライン

これまでは、事実を確定→対応というパターン

今は、まず状況に迅速・適切に対応。→事実を確定

大切なことは、児童や保護者の痛み・苦しみとそれに生じた状況に向き合うことを後回しにしない。

*現代は、いじめが学校生活の中に一般化しており、見ようとしなければ、見えない状況。だから、あえて見ようとしなければならない。

2. 「いじめであるかどうか」を判断することより、「いじめと疑われる(=いじめの事実があると思われるもの)ものすべてに対応すべき」

- ・認知件数の多いことは、子どもを守るためにいじめに向き合った証であり、学校・家庭・地域の感性と意識の高まりの証でもある。
- ・教職員にとっては、軽微に見えることが多い。しかし、重大事態は軽微と捉えがちな行為が積み重なっておこることが多い。

3. 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反している。

「自己完結型の教職観」→「問題対応型の組織」

→ 一人でふんばる必要はない。チームで対応。個人技から組織へ。

いじめ対応アドバイザー研修資料

森田洋司氏講演(2019.8.21)より

2 いじめの理解

いじめの態様

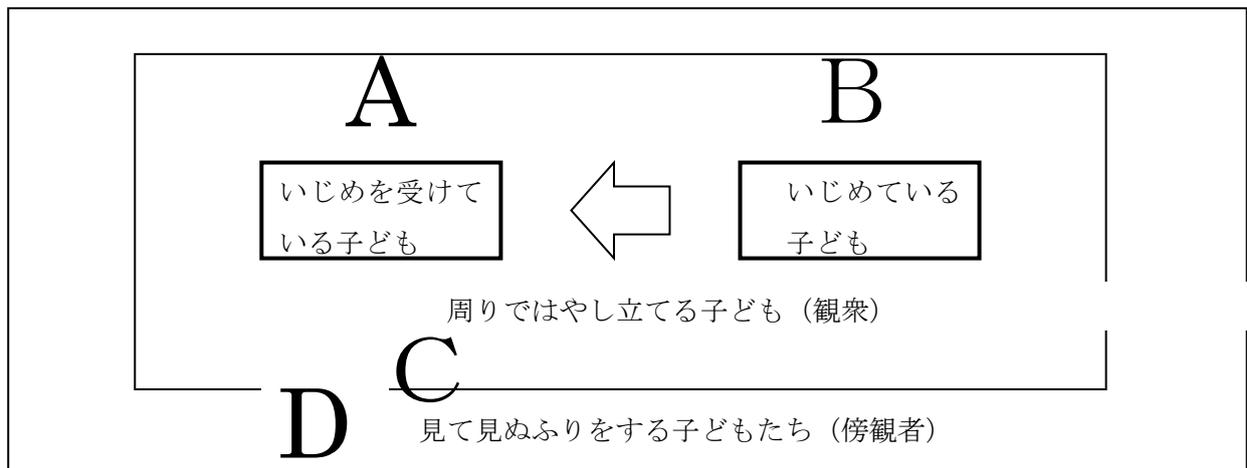
- ・ 言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける
- ・ 集団から無視される
- ・ 仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている
- ・ 暴力行為を受ける
- ・ 持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする
- ・ お節介、親切の押し付けを受ける
- ・ インターネットや携帯電話のメール等への悪口の書き込みをされる
- ・ 自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている
- ・ たかりをされたり、使い走りをさせられたりする
- ・ 係決めなどで、ふざけ半分に推薦される
- ・ 体育等で、練習のふりをしてボールをぶつけられる
- ・ その他(持ち物を傷付ける)(虚偽のうわさを流す) 等

いじめは笑いに隠される

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。いじめの構造をしっかりと認識しておく。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

3 指導体制の在り方

(1) いじめの問題への取組チェックポイント

指導体制

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- 2 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- 3 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

教育指導

- 4 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導などの充実に努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に

当たっているか。

- 5 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- 6 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- 7 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- 8 児童に幅広い生活体験を積みせたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- 9 教職員の言動が、児童を傷つけたり、ほかの児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- 10 いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- 11 いじめられる児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- 12 いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

早期発見・早期対応

- 13 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- 14 児童の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問し調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- 15 いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭等学校内の専門家との連携に努めているか。
- 16 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- 17 いじめについて訴えがあった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係などからの情報収集などを通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- 18 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察などの地域の関係機関と連携を行っているか。
- 19 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。

- 20 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにこたえることができる体制になっているか。
- 21 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所など学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- 22 児童などの個人情報の取り扱いについて、ガイドラインなどに基づき適切に取り扱われているか。

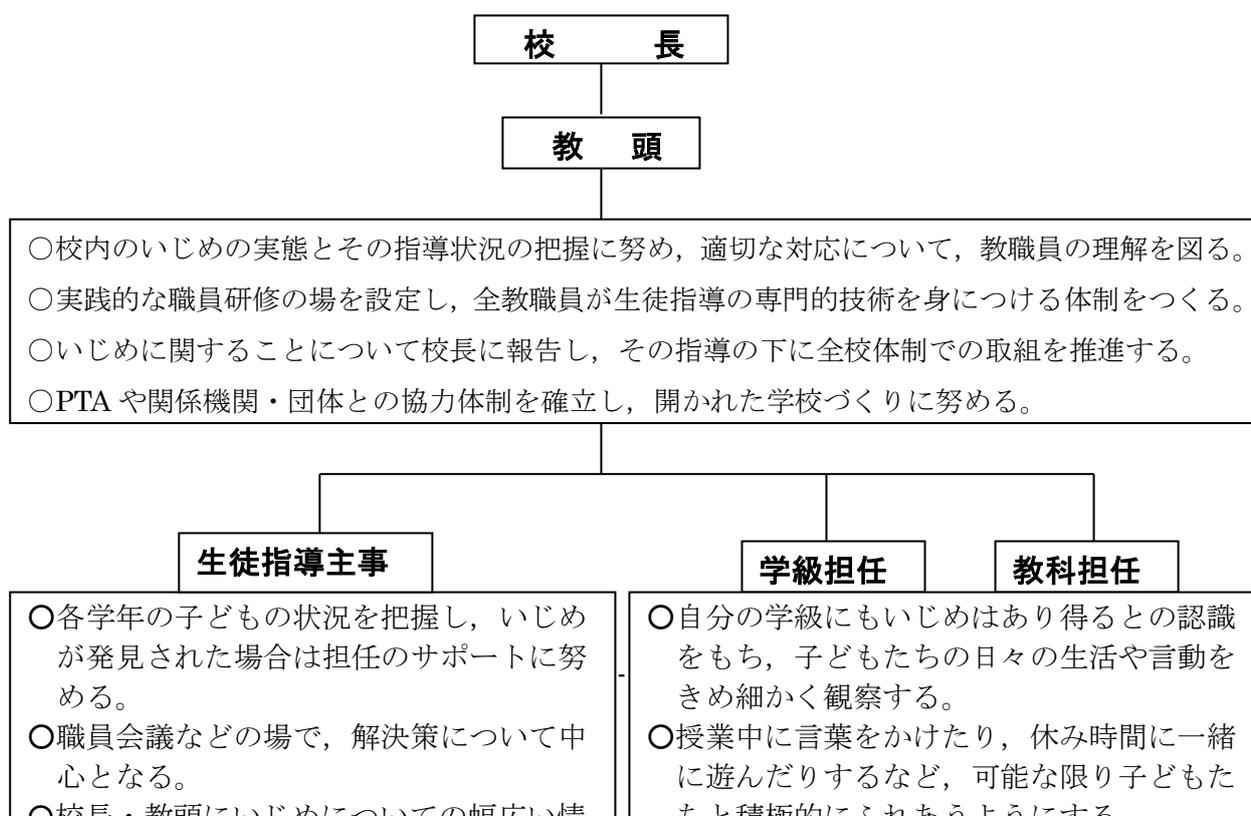
家庭・地域社会との連携

- 23 学校におけるいじめの対処方針や指導計画などを公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- 24 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- 25 いじめが起きた場合、学校として、家庭とに連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- 26 P T Aや地域の関係団体などとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

平成 18 年 10 月 19 日付け文科初第 711 号

いじめの問題への取り組みの徹底について（通知）より

(2) いじめに対する組織的取組（いじめ問題対策チーム）



4 いじめの未然防止

○いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、以下のようないじめの未然防止に取り組む。

(1) わかる授業づくり

- ・生徒指導の3つの視点に留意した授業づくりをする。
- ・学習過程や形態を工夫し、全ての児童が主体的に参加し、活躍できるようにする。
- ・学習規律を徹底する。
- ・教職員が互いに授業を参観し、アドバイスし合うことで授業改善を図る。
- ・QU調査を活用した学級経営・授業デザインをする。(R3木村アドバイザーより)

(2) 道徳教育や人権教育の充実

- ・教育活動全体を通して道徳教育を意図的・計画的に推進する。
- ・地域の先生の指導や保育所との交流を通し、一人一人の人権感覚を磨く。

(3) 規範意識の育成

- ・学習目標や生活目標について、学級で具体的な取組を決定し、意識を高める。

- ・学習や生活でのルールを全教職員で確認し、徹底して指導する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・心のアンケートの回答により、児童との面談を実施する。
- ・面談の結果をもとに、いじめ問題対策チームで対応策について検討する。
- ・「よきの木」から、児童についての情報交換と共通理解を図る。
- ・得意技紹介で、自分の得意なことや頑張っていることを認め合う。

(5) 児童会が中心となる取組

- ・あいさつ運動、地域挨拶に取り組み、たくさんの人とあいさつを交わす。
- ・思いやり標語を募集し、校内に掲示する。
- ・よきの木に友達のよいところを掲示し、全校で共有する。
- ・いじめ〇ミーティングやいじめ〇標語を縦割り班で考え、掲示し、全校で意識する。

(6) 体験活動を取り入れた取組

- ・総合的な学習等、さまざまな教科で地域の先生を招いて学習をする。
- ・仲良しプランターや縦割り班遊び等、縦割り班、異年齢集団で活動する。
- ・邑知小学校と、行事や英語・プログラミング学習等で交流を深める。

(7) 家庭や地域と連携した取組

- ・いじめ防止対策推進法やいじめについての情報を周知する。
- ・保護者参加の道徳授業を実施する。
- ・非行・被害防止講座を実施する。
- ・学校だより、学級だよりを通じ、児童の様子を家庭に知らせる。

(8) 情報モラル教育の推進

- ・情報モラルは全ての児童に身につける指導が必要であり、その指導は全ての教員が行う。
- ・2領域5分野を学校の教育活動全体を通して適切に情報モラルを身につけていく。

年間計画

月	内容	学校 長	教頭	教務	生徒 指導	担任	養護 教諭	児童 会	評 価
4	いじめ防止の共通理解	○	○	○	○	○	○		
	心のアンケート				○	○			
	担任と児童の面談				○	○			
	いじめ意識調査				○	○			
5	心のアンケート・QUアンケート				○	○			
6	思いやり標語				○	○		○	
	心のアンケート				○	○			
7	インターネットアンケート(児童・保護者)								
	心のアンケート				○	○			
	道徳アンケート				○	○			
8	情報モラルの研修	○	○	○	準備	○	○		
	SCを招いての研修会	○	○	○	○	○	○		

	夏休み健康カード				○	○			
9	いじめ対応アドバイザーを招いての研修	○	○	○	連絡	○	○		
	心のアンケート				○	○			
	担任と児童の面談				○	○			
10	児童集会(いじめ) ※わかりきったものではなく				○			○	
	いじめのミーティング				○	○		○	
	心のアンケート・QUアンケート				○	○			
11	道徳授業 保護者向け情報モラルの啓発	○	連絡	○	○	準備			
	心のアンケート				○	○			
12	人権教育研修	○	○	○	準備	○	○		
	いじめなどの情報の周知(学校便り)								
	心のアンケート				○	○			
1	心のアンケート				○	○			
	担任と児童の面談				○	○			
	いじめ意識調査								
	いじめ対応アドバイザーを招いての研修	○	○	○	連絡	○	○		
2	心のアンケート				○	○			
3	年間計画の見直し				○				
毎月	いじめ問題対策チームでの対応策の検討	○	○	○	○	○	○		
	あいさつ運動・よきの木				○	○		○	
	学級目標・生活目標の具体的取組			○	○	○			

5 いじめの発見

学校で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期対応を心がける。

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子などが散乱している	○涙を流した気配が感じられる ○周囲がなんとなくざわついて

	○一人だけ遅れて教室に入る	○席を変えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらせや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によくいくようになる *不まじめ態度で授業を受ける *ふざけた質問をする *テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○訳もなく階段や廊下を歩いている ○用もないのに職員室に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中でいつも同じ役をしている *大声で歌を歌う *仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたづらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳するといやがられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる *好きなものを級友に譲る

発見する機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
清掃時間	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る	*サボることが多くなる *人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある *他の子の荷物を持って帰る

< 注意しなければならない子どもの様子 >

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうなくらい表情をする	○視線を合わさない ○教師と話す時不安な表情をす

	○手遊びなどが多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	る *言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や 服装	○教科書などにいたずら書きをされる ○持ち物、靴、傘などを隠される	○刃物など、危険なものを所持する
その他	○日記、作文、絵画などに気になる表現や描写が現れる ○教科書、教室の壁、掲示物などに落書きがある ○教材費、写真代などの提出が遅れる ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書きこまれる	○飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙などが入っている *校則違反、万引きなどの問題行動が目立つようになる

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

観察の視点（特に変化が見られる点）

- 衣類の汚れや破れが見られたり，よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり，壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり，破られたりしている。
- 食欲がなくなったり，体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり，夜眠れなかったりする日が続く。
- 表情が暗くなり，言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり，おどおどしたりして，落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり，親や兄弟などに反抗したり，八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり，家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると，頭痛，腹痛，吐き気などの身体の不調を訴え，登校を渋る。
- 転校を口にしたり，学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や，嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で，急な外出が増える。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ，死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで，集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し，現実から逃避しようとする。

6 いじめの対応

いじめを発見した場合は，全体に対する指導だけで終わるのではなく，いじめた子ども，いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに，いじめている子ども，いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し，家庭の協力を求める。

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し，安心させるとともに，教師，養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させるようにする。
- ② 決して一人で悩まず，必ず友人や親，教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが，その場合，冷静に，じっくりと子どもの気持ちを受容し，共感的に受け止め，心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり，双方に仲直りの握手をさせたりしただけで，問題が解決したなどという安易な考えを持たずに，その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ，認めるとともに，自ら進んで取り組めるような活動を通して，やる気を起こさせ，自信を持たせるようにする。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から，場合によっては，緊急避難としての欠席や転校措置など，保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせるようにする。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させるようにする。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子供の保護者に対する出席停止措置や警察などの協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、子に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、判断するものとする。

解消の要件

i) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定する。

ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

(6) インターネット上のいじめの対応

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるために、学校や地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、国の「いじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン」により適切な対応を行うこととする。

速やかに、県教育委員会又は県立学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童生徒だけでなく、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(7) その他の取組

校内の指導体制の整備

いじめの未然防止，早期発見・早期対応にあたっては，学級担任の自覚と責任を持った指導が大切である。いじめは，外から見えにくいなどの特質があり，日頃から学校全体で子どもの生活実態のきめ細かな把握に努め，教職員相互間における緊密な情報交換による連携協力を行う。

- ① 外部から講師を招いてのカウンセリング講習会の実施
- ② 事例研究を通じた具体的な対応の方法についての研修

教育相談体制の充実

教師一人一人がカウンセリングに関する知識・技能等，子どもの心の問題に適切に対応できる能力を身に付けるとともに，学校への意見や要望などに対しても，誠実な対応に心がけ，安心して相談できる信頼関係を築きあげる。

子どもの主体的・自主的な活動の促進

☆ 学級活動，子ども会活動等における取組

学級活動や子ども会活動等，自主性・主体性を育む活動を通じて，いじめについて考えさせ，子ども自らがいじめの問題を解決していくように指導する。

☆ 体験活動の推進

他人を思いやる心や少々の困難には負けないたくましい力を身に付けさせるためには，学校教育の中にボランティア活動や自然体験，異年齢集団での活動など，人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を積極的に取り入れる。

※「主体性」…様々な状況下においても自分の意志や判断で行動するというこ

と。何をやるかは決まっていない状況でも自分で考えて、判断し行動するということ。

「自主性」…他人からの干渉や保護を受けず、独立してことを行うこと。単純に「やるべきこと」は明確になっていて、その行動を人に言われる前に率先して自らやること。

自主性より主体性を育むことにより、児童の自尊心や自己有用感を育てていくことができる。

7 主な相談機関

相談機関	電話番号	受付時間
24時間子どもSOS 相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
石川こころの健康センター	076-238-5750	月～金8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金9:00～13:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金8:30～17:15
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金8:30～17:45
「子どもの人権110番」 法務局	0120-007-110	月～金8:30～17:15
「いじめ110番」 (県警少年課)	0120-61-7867	24時間受付
こどもダイヤル相談	076-264-4152	月～土9:00～21:00 日13:00～17:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土16:00～21:00
子どもと保護者の相談電話 羽咋市	0767-22-6914	月～金9:00～17:00